

議案第71号

西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案を次のとおり提出する。

令和6年11月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例

第1条 西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例（平成17年
西海市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条中「西海市立小学校」を「市は、西海市立小学校」に改め、「ため、」
の次に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第30条の規定に基づき、」を加え、同条に次の1項を加える。

2 共同調理場は、他の普通地方公共団体からの委託に基づく給食調理等の業
務を処理することができる。

第2条を第1条とする。

第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。

第7条中「事項は、」の次に「教育委員会」を加え、同条を第6条とする。

第2条 西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表西海市立大島学校給食共同調理場の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 第1条の規定は令和7年4月1日から施行し、第2条の規定は同年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 学校給食の申込その他学校給食の実施に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

新旧対照表

西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

〈第1条〉

新	旧
<p>西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第100号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市は、西海市立小学校及び中学校の学校給食を適正かつ円滑に実施するため、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、調理等の業務を一括処理する施設として、西海市立学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を設置する。</u></p> <p>2 <u>共同調理場は、他の普通地方公共団体からの委託に基づく給食調理等の業務を処理することができる。</u></p>	<p>西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第100号</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき、西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 西海市立小学校及び中学校の学校給食を適正かつ円滑に実施するため、調理等の業務を一括処理する施設として、西海市立学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を設置する。</p>

新	旧
<p>(名称及び位置)</p> <p><u>第2条</u> 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(職員)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(管理の委託)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p><u>第3条</u> 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(職員)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(管理の委託)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

〈第2条〉

新	旧																						
<p>西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第100号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>西海市立西海学校給食共同調理場</td> <td>西海市西海町丹納郷2150番地2</td> </tr> <tr> <td>西海市立大瀬戸学校給食共同調理場</td> <td>西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷1574番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>	名称	位置	(略)		西海市立西海学校給食共同調理場	西海市西海町丹納郷2150番地2	西海市立大瀬戸学校給食共同調理場	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷1574番地2	(略)		<p>西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第100号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>西海市立西海学校給食共同調理場</td> <td>西海市西海町丹納郷2150番地2</td> </tr> <tr> <td>西海市立大島学校給食共同調理場</td> <td>西海市大島町1812番地2</td> </tr> <tr> <td>西海市立大瀬戸学校給食共同調理場</td> <td>西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷1574番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>	名称	位置	(略)		西海市立西海学校給食共同調理場	西海市西海町丹納郷2150番地2	西海市立大島学校給食共同調理場	西海市大島町1812番地2	西海市立大瀬戸学校給食共同調理場	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷1574番地2	(略)	
名称	位置																						
(略)																							
西海市立西海学校給食共同調理場	西海市西海町丹納郷2150番地2																						
西海市立大瀬戸学校給食共同調理場	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷1574番地2																						
(略)																							
名称	位置																						
(略)																							
西海市立西海学校給食共同調理場	西海市西海町丹納郷2150番地2																						
西海市立大島学校給食共同調理場	西海市大島町1812番地2																						
西海市立大瀬戸学校給食共同調理場	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷1574番地2																						
(略)																							

附 則

(施行期日)

- 1 第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は同年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 学校給食の申込その他学校給食の実施に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。